

病害虫根絶計画のためのガイドライン

植物検疫に関する国際基準は、FAOの国際植物防疫条約事務局が中心となって策定が進められ、これまで9つの国際基準が承認・刊行されている。本誌において、「植物検疫における国際基準」(第51号)、「病害虫危険度解析に関するガイドライン」(第52号)及び「病害虫無発生地域設定のための要件」(第53号)を紹介している。今回は、1998年に承認された「病害虫根絶計画のためのガイドライン」(Guidelines for Pest Eradication Programmes)について紹介する。

本基準は、ある地域における病害虫無発生地域の設定又は再設定のための病害虫根絶計画の必要条件について規定したものである。根絶計画は、国の植物防疫機関によって策定されるものであり、一般的には当該地域で新たに発見された病害虫が対象となるが、侵入後長期間定着している病害虫あるいは土着の病害虫も対象とすることができる。必要条件の概要は次のとおりである。

1. 事前対応

病害虫の発生報告の評価：まず最初に対象とする病害虫について、根絶が必要かどうかを決めるために、その病害虫の発生報告及びその病害虫による影響を評価する。

侵入が想定される病害虫の侵入時緊急防除対策の立案：根絶計画を迅速かつ効果的に実施するため、また、協力機関の事前の合意を得るため、高い潜在的侵入能力を持った特定の病害虫に対しては、その病害虫が発見される以前に、侵入時緊急防除対策を準備しておくことが望ましい。

関係者、関係団体との情報の共有：根絶計画の実施に先立ち、計画の認識及び理解を深めるために、生産者、生産団体、地域住民及び地方自治体のような広範な関係者と情報を共有するための情

報公開について検討する。

2. 根絶計画の策定及び根絶計画実施の決定

開始：根絶計画は、なんらかの発生調査で新たな病害虫が発見された場合、又はある病害虫が既に定着している場合にはその病害虫の無発生地域の確立のため等の理由により、開始される。

同定：適切な根絶方法を選択する上で対象病害虫を迅速かつ正確に同定することが不可欠であるため、科学的かつ最も広範囲に受け入れられている同定手法を用いる。迅速な同定が不可能である場合でも被害が生じていること等を根拠に根絶計画が可能であるが、この場合将来同定が可能になった場合に備えて病害虫の標本等を保存しておくことが重要である。

対象病害虫の分布の現況把握と分布可能地域の推定：病害虫の分布の現況把握と分布可能地域の推定には次の3つのステップがある。①初期の調査として、新しい病害虫が発見された場所において、寄生を受けた寄主植物、被害の程度、発生のメカニズム等の情報を収集する。また、その病害虫の原産地や侵入経路に関するデータを収集し検討する。②次に、その病害虫の分布範囲を定めるために統計的に信頼しうる調査を実施する。③これらの調査で収集したデータを用い、その病害虫の分布拡大速度と分布可能地域を推定する。

根絶計画の実施の可能性（選択肢）：根絶計画が実施可能であるかどうかを判断するために、前述の推定に加え、病害虫の生物学的特性及び経済的影響に関する情報、有効な根絶防除技術の有無並びに計画実施に係る総費用及び費用に対する効果について検討する。その上で、①根絶を実施する選択肢とともに、②いかなる措置もとらない選択肢③根絶は実施しないが病害虫を防除管理する

選択肢についても検討する。これらの検討結果から、根絶計画を決定する担当部局にいくつかの実施可能な選択肢を勧告する。

なお、特に急速に分散する能力を持つ病虫害が侵入した場合は、調査の詳しい分析と計画策定を待って対応するより、防除等の迅速な行動をとることの方が効果的なこともあることに留意する。

3. 根絶計画の実施

根絶計画実施主体の設置：根絶計画を的確に管理・運営するために、実施主体を設置する。大規模な根絶計画の場合には、影響を受けるおそれのある様々な利害団体を含んだ運営委員会や諮問部会が必要となることがある。

根絶計画の実施：根絶は主として次の3つのステップにより実施される。①最初に、これまで実施されていた病虫害の分布の範囲を定める調査を終了する。その後もその病虫害の分布状況を監視するため、また、根絶計画の効果を評価するために、根絶計画に沿ってモニタリング調査を続ける。

②次に、①の調査から得られた情報を用いて防除区域を決める。さらに、防除対象病虫害の防除区域外への分布拡大を防止するために、規制を必要とする寄主植物等を特定し、防除区域からの移動を禁止又は制限し、その病虫害を防除区域内に封じ込める。③その上で、寄主植物の廃棄、作付け

制限、化学農薬又は生物農薬の散布、誘殺又はその他の物理的防除法、不妊昆虫放飼法等の方法(大抵の場合は複数の方法)を利用してその病虫害を根絶する。

根絶の証明：計画の開始時点で設定した病虫害

の根絶評価基準(病虫害の検出方法の精度及び病虫害が存在しないことを証明するための調査期間が規定されている。)に照らして、根絶が達成されたことを証明する。

根絶の記録：対象病虫害が根絶され無発生であることを証明するための情報を貿易相手国から求められた場合に備えて、根絶プロセスの全ての段階に関する記録を保管する。

根絶の宣言：根絶が達成された場合には、国内外の関係機関等への通報をすることにより根絶宣言を行う。

4. 根絶計画の再検討

根絶計画の実施中は定期的に計画を再検討するほか、計画実施中に状況が変化した場合や事業の終了時にも計画を再検討する。根絶に失敗した場合、その

原因と思われる事項や実施面での詳細等、計画の全ての局面について再検討する。その検討結果により、新たな根絶計画を策定するか、根絶計画からまん延防止計画又は病虫害管理計画に変更するかを決定する。

病虫害の根絶計画プロセスの概要図
(新たに発見された病虫害の場合)

